

1.その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

(1)健康づくり・介護予防の充実 (P41)

施策	概要
健康づくりの推進 介護予防の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいサロン等住民主体の活動の機会にあわせ、<b>保健師等の専門職も関与し</b>、介護予防等の普及を行うとともに、介護予防活動の担い手の育成等の支援を行います。</li> <li><b>総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政で居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。(⑤生活支援体制等の充実に移動)</b></li> <li>健康づくり・介護予防サポーターを中心に、住民主体での体操の居場所の普及啓発に取り組めます。</li> <li>保健事業と介護予防について、一体的に実施し、健診情報を活用した支援や地域の通いの場を活用したフレイル予防の啓発に取り組めます。</li> <li>一般介護予防評価事業により、通いの場の参加者データ等を活用し、介護予防効果の評価、アセスメントにより、効果的な活動につなげるための支援を行います。</li> </ul>
介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進 リハビリテーション提供体制の強化	

(2) 高齢期の社会参画機会の拡充 (P42)

施策	概要
働く場と機会づくりの促進 趣味・社会貢献活動等の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人クラブ等の活動が<b>会員の減少や高齢化を踏まえ、魅力ある活動となるよう</b>支援します。</li> <li>趣味活動や自主活動サークル等への参加を促すために、情報提供や場、機会づくりを行います。</li> <li>精華町社会福祉協議会と連携し、ボランティアやNPO法人の活動等を支援します。</li> <li>精華寿大学(注)等生涯学習施策等との連携のもとで、生涯学習・スポーツ等に親しめるよう図ります。</li> <li>高齢者が働いているときから地域の社会活動を知る機会を得るため、先進事例を参考に、団塊の世代が興味を持つことができる講座の開発を進めます。</li> </ul>

(3) 地域福祉の充実 (P43)

施策	概要
高齢期に関する住民の相互理解の向上 高齢福祉ボランティアの養成・確保 身近な居場所・活動拠点づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢の人だけでなく、障害のある人とその家族、介助・介護者等の様々な生活のしづらさがある人が地域で孤立することのないよう、<b>総合的な相談支援の体制づくり</b>、身近な居場所づくりを進めます。</li> <li>身近な民家の活用、小中学校の空き教室活用により、常設型の身近な居場所の開設を支援します。</li> </ul>
地域生活での安心サポートの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急通報装置の設置や「命のバトン」等の緊急連絡時の体制整備に取り組めます。</li> <li>絆ネットコーディネーター、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店との連携を図り、<b>企業との協定を活用しながら</b>、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。</li> <li>避難行動要支援者の支援を充実させます。</li> <li><b>地域共生型社会の実現に向けた支援体制の構築の促進。</b></li> </ul>
生活安全に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>警察と連携し</b>、交通安全、防犯・防災や特殊詐欺被害防止等について、関係機関・団体と連携し、高齢の人を中心とした地域住民への知識普及や意識啓発を行います。</li> </ul>

(4) 権利擁護対策等の推進 (P44)

施策	概要
高齢者虐待の予防と対策 成年後見制度等の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の審判申立制度(町長申立て)や利用支援事業(助成制度)、社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。</li> <li>市民後見人の育成・確保について<b>精華町権利擁護・成年後見センターの他</b>、関係機関とともに進めます。</li> <li>身近に相談できる窓口の啓発を図ります。</li> <li><b>「ふくし相談」(注)として月2回相談窓口を開設します。</b></li> </ul>
消費者被害の予防と対策	

(5) 生活支援体制等の充実 (P45)

施策	概要
介護予防・生活支援サービス事業の充実 <b>一般介護予防事業の充実 地域の通いの場の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>シニアのための健康づくり講座や高齢者ふれあいサロンや体操による居場所づくり</b>の活動支援に取り組めます。</li> <li>生活支援コーディネーターと連携し、地域の居場所づくりや介護予防活動を行う健康づくり・介護予防サポーター(すてき65メイト)を養成します。</li> <li><b>総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政で居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。(生活支援サービスの充実に移動)</b></li> </ul>
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>総合事業の充実を目指し、生活支援コーディネーターを中心に地域の住民、民間企業、行政で居場所、生活支援、見守りの創出に取り組んでいきます。</b></li> <li>住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体による様々な生活支援サービスの提供体制を促進します。</li> <li>互助を基本とした生活支援サービスの充実に向け、生活支援コーディネーターや協議体等を設置し、多様な生活支援の取り組みについて検討します。</li> <li>地域団体による総合事業や地域共生社会の考え方等、共助による福祉環境の充実が求められる中、高齢者自身も福祉の担い手として活躍できる環境整備を進めます。</li> </ul>

## (6) やさしいまちづくりの推進 (P46)

施策	概要
高齢期に対応した住まいづくりの促進	・住宅のバリアフリー化や高齢の人を対象とした住宅等(サービス付き高齢者住宅等)に関する情報提供を行い、高齢になっても安心して住める住宅整備を行います。
移動のしやすさの確保	
公共公益的施設のバリアフリー化の促進	

## (7) 災害や感染症にかかる体制整備 (P47)

施策	概要
平時からの見守り活動の促進	・地域の見守り活動や高齢者いきいきサロンや体操の居場所など地域の支え合いの活動の支援に取り組みます。 ・地域住民、民生委員、ボランティア等と連携し、見守り活動の促進を図ります。
災害時要配慮者の支援体制の促進	・介護保険事業者、民生委員、ボランティアが連携し、災害時避難支援の必要な方の把握に努める。 ・災害時避難支援の必要な方は、介護支援相談員(ケアマネージャー)や地域包括支援センターと本人同意による避難支援プランの作成ができるよう取り組む。
感染症予防のための啓発と環境整備の取組み促進	・高齢者の重症化につながる感染症の予防策について、啓発を図ります。 ・介護サービス事業者や介護入所施設に対し、感染症についての研修会等により、事業所の感染症対策につながる環境整備に努め、感染症流行期においても、介護サービスの供給が保たれるよう支援します。
感染症流行期の健康づくり・介護予防	・在宅においても、フレイル予防等の取り組みができるような媒体を活用し、心身の機能低下の予防に努めます。

## 2. 介護等が必要になったときの安心をつくる施策

### (1) 在宅医療・介護連携の推進(P48)

施策	概要
居宅サービスの充実	
介護保険施設サービス等の確保・活用	
地域密着型サービスの充実	
在宅医療・介護連携の推進	
看取りに関する知識普及と意識啓発の推進	・自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組みます。 <b>ACP(人生会議)の活用を促進します。</b> ・精華町社会福祉協議会や京都府、関係機関等との連携を図り、エンディングノート(注1)等を活用し、知識普及と意識啓発を推進します。 ・看取り期や看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア(注2)等の普及啓発に取り組みます。
多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進	

### (2) 地域包括支援センターの運営強化 (P49)

施策	概要
地域包括支援センターの機能充実	・様々な相談内容に対応し、かつ適切にこたえられるよう各職員のスキルアップを図ります。(自己評価表の記入) ・町の福祉担当課、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。 ・地域包括支援センターが適正に運営できているかPDCA(注)に基づき評価を行います。 ・さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。
地域ケア会議の充実	

### (3) 認知症対策の充実 (P50)

施策	概要
認知症についての知識普及啓発・本人発信支援と意識啓発の推進	・認知症ケアパス(注)等を活用し、認知症の正しい知識や予防方法、 <b>早期発見・早期対応</b> 等について、認知症地域支援推進員を中心に知識普及と意識啓発を推進します。 ・ <b>認知症の方とその家族を支援する</b> 認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。 ・町内すべての小中学校で認知症サポーター養成講座を実施します。 ・認知症の人が希望や必要としていること等を語り合う、「本人ミーティング」の場をつくること、当事者同士による相談活動(ピアサポーターによる支援)を推進します。
認知症の予防に関する取り組みの促進	・運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会参加や役割の保持につながる地域の通いの場の拡充を図ります。 ・地域回想法リーダー(つなぎ隊)を養成し、高齢者ふれあいサロン等での地域回想法の実施に取り組みます。
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進	・かかりつけ医や、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム等の連携して認知症の早期発見・早期対応に努めます。 ・認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化	・認知症の方に対しては、地域包括支援センターを中心に、地域、サービス事業者、行政が連携して、できるだけ住みやすい地域で生活できるように支援します。 ・行方不明者SOSネットワークの構築のため、関係機関や団体等と調整を図ります。 ・若年性認知症の方の、居場所づくり、就労・社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を京都府山城南保健所等と連携をもちながら総合的に講じていきます。
若年性認知症施策の強化	
早期発見と対応の充実	

(4) 家族介護支援の推進 (P51)

施策	概要
家族介護支援の推進	

(5) 介護保険事業の適正運営 (P52)

施策	概要
介護保険制度・サービスに係る情報の提供	
要介護認定・介護給付の適正の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査にあたる町職員や介護支援専門員の資質向上を図ります。</li><li>・介護保険認定審査会は、これまで京都府に委託してきたが、高齢化に伴う認定件数の増加に対応するため、町の独自設置とし、申請から認定までのスムーズな認定審査の運営を図ります。</li><li>・限られた財源の中で、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、国や京都府とも連携し、介護保険料の確実な徴収、不必要な給付の防止、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。</li></ul>
低所得者の経済的負担の軽減	
介護保険サービスの質の向上	

(6) 介護人材の確保・業務効率化 (P53)

施策	概要
福祉・介護サービス従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援を行います。</li><li>・元気高齢者等が総合事業の介護現場で活躍できるための、研修や支援を行います。</li></ul>
生活支援等の担い手の確保	
各種制度の周知	
介護現場における業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>・文書についての簡素化、標準化を図り、業務の負担軽減を図ります。</li><li>・各種申請書様式について、ダウンロードできるように、ホームページに掲載します。</li></ul>